



第2次きたひろしま 男女共同参画プラン

2011 - 2020



北 広 島 市

— 表紙 —

北広島市の木「カエデ」を用い、カエデの成長が北広島市の男女共同参画に推進による市の発展を表しています。

◆市の木 カエデ（昭和49年7月制定）

カエデは北海道と密接なつながりをもつカナダの象徴であることと、広島県の県木がモミジであることから制定されました。

はじめに

男女共同参画社会の実現に向けて

社会経済環境が大きく変化する中、国は、全ての個人が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別に関りなく、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現を重要課題と位置づけ、平成11年「男女共同参画社会基本法」を制定しました。この基本法に基づき、北広島市においても、平成13年12月に「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少時代の到来と少子高齢化の進展、家族や地域の変化に伴う価値観の多様化、経済の長期的低迷による格差の広がりなど、地域社会を取り巻く環境がさらに変容していく状況にあり、一人ひとりが心豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、より一層、男女共同参画社会の実現が求められています。

この度、「きたひろしま男女平等参画プラン」の計画期間の終了に伴い、こうした変化に対応するため、目標や施策を見直し、「第2次きたひろしま男女共同参画プラン」を策定いたしました。

今後は、行政と市民、事業者、地域団体、関係機関との協働により、男女共同参画の推進を図り、社会全体で支え合い、すべての市民が希望や夢を持って暮らすまち「北広島市」を目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、プランの策定にあたりましては、意識調査やパブリックコメントなどを通じ、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに心より感謝申し上げますとともに、熱心にご審議いただきました北広島市男女平等参画懇話会委員をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成23年3月

北広島市長 上野正三

目次

第1章 プラン策定の背景	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 男女共同参画を取り巻く社会情勢と課題	
第2章 プラン策定の基本的な考え方	3
1. 計画の性格	
2. 計画の期間	
3. 基本理念	
4. 基本目標	
5. 施策体系	
第3章 計画の内容	
基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識の変革	8
基本方向①男女共同参画意識づくりの推進	
基本方向②男女共同参画の視点に立った学習の場づくりの推進	
基本方向③生涯にわたる心身の健康づくりの推進	
基本方向④国際社会に対する理解の促進	
基本目標2 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進	12
基本方向⑤政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
基本方向⑥家庭や地域における男女共同参画の推進	
基本目標3 豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備	14
基本方向⑦就労環境の整備	
基本方向⑧子育て支援の充実	
基本方向⑨高齢者等の自立と介護の社会的支援の充実	
基本目標4 あらゆる暴力根絶への取り組み	17
基本方向⑩あらゆる暴力防止のための基盤づくり	
基本方向⑪ドメスティック・バイオレンス防止と被害者支援体制の充実	
基本方向⑫セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	
基本方向⑬児童虐待・高齢者虐待防止対策の推進	
第4章 総合的な推進	21
1. 推進体制	
資料	24

1章 プラン策定の背景

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、少子高齢化の進展や、国際化等、社会経済情勢の急激な変化に対応していくうえで21世紀の重要課題と位置づけ、国や地方公共団体、国民の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に推進する責務を明らかにしました。

北広島市では、平成13年12月に「きたひろしま男女平等参画プラン(H14～H22)」を策定し、男女が互いに自立した人間として尊重され、性別に関わりなく個性と能力が発揮できる社会の実現に向けて施策を推進してきました。

平成19年度には、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化に基づく関連法の改正等を受け、市民による「北広島市男女平等参画懇話会」を設置し、プランの一部見直しも行ってきましたが、このたび「きたひろしま男女平等参画プラン」が平成22年度をもって計画期間を終えます。これまでの取り組みを基盤として新たな課題も踏まえつつ、男女が共に自分らしく生き活きと安心して暮らしていける男女共同参画社会の一層の推進を図っていくため、「第2次きたひろしま男女共同参画プラン」を新たに策定するものです。

2 男女共同参画を取り巻く社会情勢と課題

「きたひろしま男女平等参画プラン」では、

1. 男女平等を育む教育の推進
2. 男女が共に働くための条件整備
3. あらゆる分野での男女平等参画の推進
4. 少子・高齢時代を乗り越える男女の自立に向けた支援
5. すこやかな心身の保持と安らぎある生活支援

の5つを基本目標として施策に取り組んできました。

その結果、男女共同参画社会に対する市民の理解は深まりつつありますが、今なお、男性を中心とした社会の構図の中で女性の参画が進んでいない分野も多く見受けられるなど、男女共同参画社会づくりは道半ばであるといえます。近年の地域社会においては、環境問題をはじめ、少子高齢化の進行と家族形態の多様化に伴い福祉活動や防犯、防災といった安全安心のまちづくり等への関心が高まりを見せており、多様な市民の参画が求められています。特に家庭の中で主に女性がその役割を担ってきた子育てや高齢者介護等においては、男女が共同して家族としての責任を果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづく

りが重要であり、男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生活を形成していくための環境整備が求められています。

また、近年の社会環境とライフスタイルの変化は、地域社会の連帯意識の希薄化とともに、青少年の規範意識の低下も顕在化させており、身近な場所での犯罪やいじめ、児童虐待等の暴力行為、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど、弱い立場にいる女性や子どもたちが被害者となるケースが大きな社会問題となっています。被害者の保護をはじめ、あらゆる暴力を生まない、許さない社会風土を作っていくことも大きな課題となっています。

第2章 プラン策定の基本的な考え方

1 計画の性格

- 「男女共同参画社会基本法（第 14 条）」に基づく計画として、北広島市における男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本計画
- 北広島市の総合計画を推進していくための個別計画
- 「きたひろしま男女平等参画プラン」（平成 14 年度～平成 22 年度）を引き継ぐプラン

2 計画の期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 10 ヶ年とします。なお、社会の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

3 基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、次の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関わりなく、共に個性と能力が発揮できる社会を築いてくことを目指します。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじると共に、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できるよう配慮されること。

2. 社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう配慮されること。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

4. 家庭生活とその他の活動の両立

男女がお互いに協力して家庭を築き、共に仕事や地域活動等さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

5. 性に対する理解と尊重

男女がお互いの性に関する理解を深め、性に対する個人の意思が尊重されると共に、性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたって尊重されること。

6. 国際社会における取り組みへの配慮

他の国や国際機関の男女共同参画の取り組み等を踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

4 基本目標

基本理念を踏まえ、次の4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

市民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を解消していくための広報啓発活動を推進します。

男女共同参画の視点に立った学習機会や、次代を担う子どもたちの個性を重視し、お互いを認め合う教育を推進します。

男女が生涯にわたり健やかで心豊かに生きていくことが社会の基本です。特に女性は、妊娠、出産における健康上の課題があり、それぞれの性差に対する理解を広げ、ライフステージにあった健康の保持と増進を推進します。

男女共同参画の取り組みは、日本だけではなく世界的な規模で進められています。国際的視野を養い、理解を広げていくための交流事業や平和事業を推進していきます。

基本
方向

- 男女共同参画意識づくりの推進
- 男女共同参画の視点に立った学習の場づくりの推進
- 生涯にわたる心身の健康づくりの推進
- 国際社会に対する理解の推進

基本目標2 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

社会の様々な分野で、男女が協働して能力を発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

また、男女が共に、家庭生活において家事や子育てを協力し、身近な地域活動やまちづくりに積極的に参画できるよう環境づくりに努めていきます。

基本
方向

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 家庭や地域における男女共同参画の推進

基本目標3 豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備

男女が共に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を図っていくとともに、これからの高齢社会に対応し、高齢者や障がいのある方、そしてその家族が安心して暮らせるような環境づくりに努めていきます。

基本方向

- 就労環境の整備
- 子育て支援の充実
- 高齢者等の自立と介護の社会的支援の充実

基本目標4 あらゆる暴力根絶への取り組み

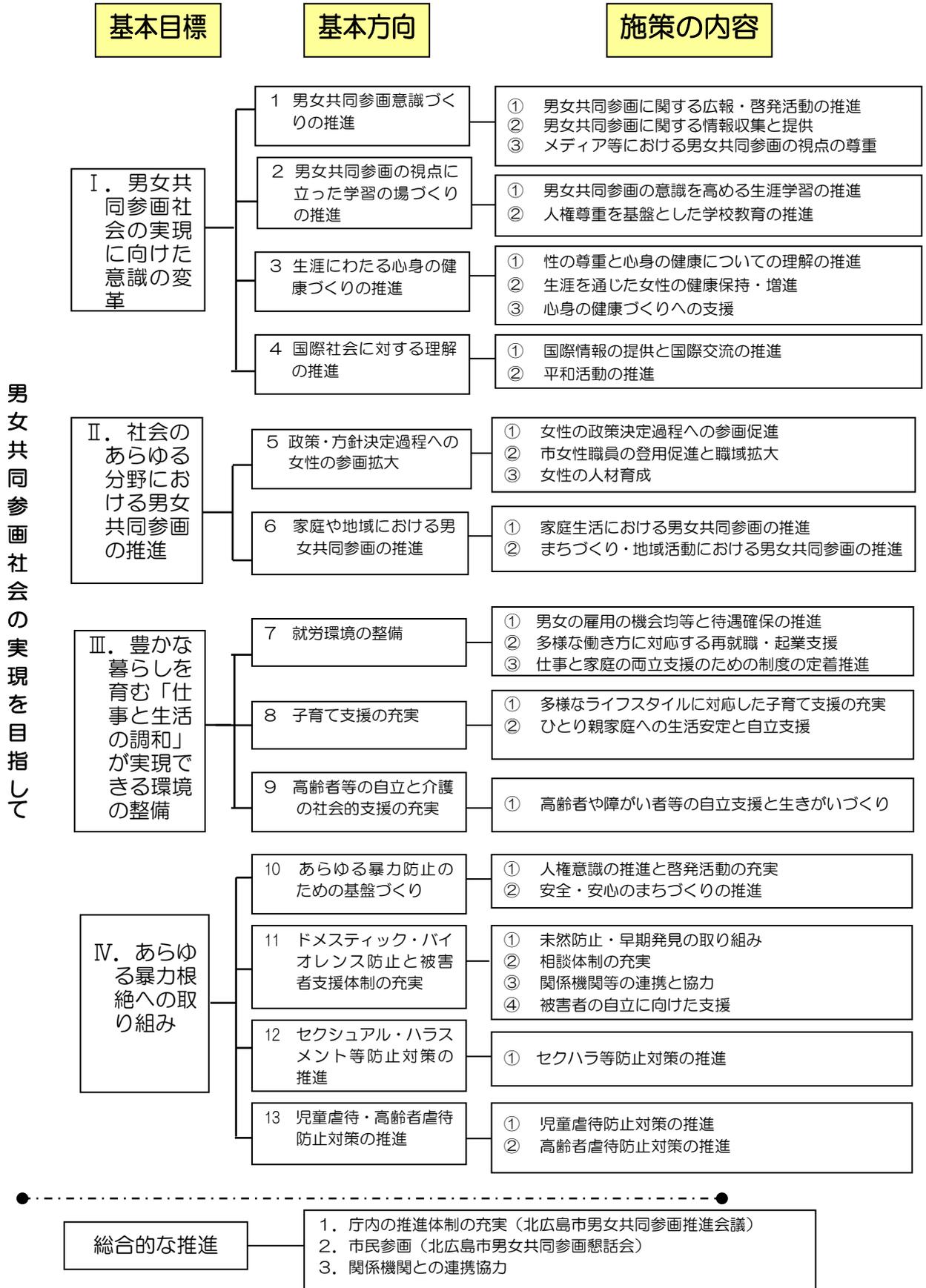
男女共同参画社会推進の基本には人権尊重という理念が根底になければなりません。あらゆる暴力は、男女共同参画社会を推進するうえでの障害であり、また、重大な人権侵害であることから暴力の根絶に向けての広報啓発活動を推進します。

暴力では、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力＝DV）、セクシュアル・ハラスメントにみられるように、女性が被害者となることが多く、DV との関連性の高い児童虐待や高齢者虐待防止対策の推進を図ると共に、女性に対する暴力防止に向けた広報・啓発活動と、関係機関等の連携による被害者支援の充実に努めていきます。

基本方向

- あらゆる暴力の防止のための基盤づくり
- ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実
- セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- 児童虐待・高齢者虐待防止対策等の推進

5 施策体系



第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識の改革

現状と課題

男女共同参画社会基本法の施行と共に、関連する法律や制度等の整備が進み、様々な分野で活躍する女性が増えてきています。しかし、未だ社会通念や慣習など男女の**※固定的な性別役割分担意識**は根強く残っています。

男女共同参画社会を実現していくためには、固定的な役割分担意識を取り除き、すべての人が性別にかかわらず、個々の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮して生きていくことが大切であり、学校や地域、家庭等における教育や学習が重要な役割を果たします。

※男女共同参画の視点に立った表現や情報提供によりその理念を伝え、意識改革を図るための広報啓発活動を推進していく必要があります。

基本方向1 男女共同参画意識づくりの推進

市民の男女共同参画に関する理解を深め、性別による固定的な性別役割分担意識を見直していくため、広報・啓発活動と情報提供に努めていきます。

I T（情報技術）の高度化が進展する中、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響はさらに拡大されることが予想されます。一部のメディアには、男女の人権を侵害するような表現も見受けられることから、発信された情報に対して、市民が適切に選択し、活用できる能力を身につけていくことを目指していきます。

施策の内容

①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

広報紙やHP掲載、パネル展等多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する法律・制度を分かりやすく広報し、周知に努めます。

②男女共同参画に関する情報収集と提供

関連情報の把握と提供、また定期的な意識調査を実施し、公表していきます。

③メディア等における男女共同参画の視点の尊重

市広報等メディアにおける人権を尊重した表現の推進、*メディア・リテラシーの向上、インターネットの適切な活用を促します。

※固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

※男女共同参画の視点

男女の差にとらわれずに、個人の能力を自由に発揮し、男女が共に対等な立場に立って、一人ひとりの多様な価値や考えを理解し、認め合うことを言います。

※メディア・リテラシー

(英: media literacy)とは、新聞やテレビ等情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き活用する能力のこと。広義には「情報を評価・処理する能力や発信する能力」を含めます。

基本方向2 男女共同参画の視点に立った学習の場づくりの推進

男女共同参画社会の実現には、性別にとらわれず、*多様な性を持つ人々をはじめ、障がいのある方や高齢者、子どもたち、あらゆる人の人権を尊重していく必要があります。一人ひとりが主体的で多様な生き方を選択し、互いの価値観を認め合うようになるためには、男女共同参画社会の大切さを学ぶための学習や幼児期からの教育が重要です。

男女が共に男女共同参画の視点に立った学習の機会の提供や、次代を担う子どもたちが、性別にとらわれず、個性を重視し互いを認め合う、男女平等を含む人権教育を推進します。

施策の内容**①男女共同参画の意識を高める生涯学習の推進**

講演会や講座等を開催し、性別による役割分担意識の解消と地域や家庭での男女共同参画の意識づくりに努めます。

②人権尊重を基盤とした学校教育の推進

授業や様々な学校の活動・行事を通して、偏見や差別のない思いやりの心を育てる教育の推進に努めます。

教職員等が、人権尊重や男女共同参画の視点を持ち、深めていくため研修等の充実に努めます。

※多様な性を持つ人々

男女の性別にかかわらず、身体上の性別と心の性別が一致せず、身体上の性別に違和感を持つ「性同一性障がい」をはじめ多様な性を持つ人。（その社会全体から見ると少数であることから、性的少数者とも言われています。）

基本方向3 生涯にわたる心身の健康づくりの推進

人生80年時代、男女が思いやりを持って健やかで心豊かに生きていくことは、男女共同参画社会を形成していく上での前提となります。自らが主体的に健康的に暮らす意識を高め、取り組むことができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康保持・増進の充実に努めていきます。

特に女性は、妊娠・出産期をはじめ、思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージには、男性とは異なる健康上の課題を抱えています。また、男女共に、仕事や家事に追われ、ストレスから体調を崩すことも増えており、さらには過労死や自殺にいたるケースもあります。ストレスの軽減や自殺の予防、こころの病気への対策に努めていきます。

学校や家庭における人権の尊重を基盤とした性に関する教育により、性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解を深めていくよう努めていきます。

また、薬物乱用、喫煙、飲酒などによる健康被害、これに絡む犯罪防止等に向けた啓発に努めていきます。

施策の内容
<p>①性の尊重と心身の健康についての理解の推進</p> <p>児童・生徒が、発達段階に応じた「性」に関する正しい知識や理解を身につけ、命の大切さを理解し、自覚と責任を持った行動がとれるよう学校における性に対する教育の充実に努めます。</p> <p>家庭や地域において、妊娠と出産という母性の重要性への認識を深めると共に、＊性と生殖に関する健康と権利（リアリティ・ヘルプ/ライツ）への配慮がされるように情報提供や支援に努めます。</p>
<p>②生涯を通じた女性の健康保持・増進</p> <p>妊娠・出産期に安心して子どもを生むことができるように、妊婦への健診等の受診を促進します。また、母性保護の重要性を理解するための啓発に努めます。</p>

③心身の健康づくりへの支援

職場・家庭・地域におけるストレスの軽減や自殺の予防、こころの病気への対策に努めます。

健康を脅かす喫煙、飲酒の問題や薬物乱用防止についての啓発活動に努めます。

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

基本方向4 国際社会に対する理解の推進

男女共同参画の取り組みは、世界的な規模で進められています。日常的に地域で外国人と共に暮らしていく現代社会では、国籍にかかわらず全ての人が協力して男女共同参画を進めていくことが大切です。国際交流により外国の習慣や文化を理解し、ものの見方を広げ多様な考え方を受け止める国際感覚を養い、世界情勢や文化、国民性についての理解を深め、国際感覚豊かな人づくりに努めていきます。

また、世界の国々では、戦争や紛争により、貧しさや飢えで苦しんでいる子どもや女性たちが数多くいます。北広島市は、昭和63年に平和都市宣言を行って以来、唯一の被爆国として核兵器の廃絶や世界平和を訴えるなど、恒久平和に向けた取り組みをしています。今後も、男女が知恵と力を合わせ、平和な社会を築いていくよう努めていきます。

施策の内容**①国際情報の提供と国際交流の推進**

世界の女性の現状など国際社会の男女共同参画の動向についての情報提供をします。カナダ サスカトゥーン市との交流事業等国際交流機会の充実に努め、国際理解を推進します。

②平和活動の推進

平和都市宣言のまちとして、平和な社会を基盤とした男女共同参画社会の実現に向けて、平和活動の推進に努めます。

基本目標 2 社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

あらゆる分野における男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが、基本的人権に基づく男女共同参画についての認識に立って、自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる機会が確保されていくことが必要となります。

しかしながら、政治の場では女性議員が少ないように、依然として政策決定の分野は男性中心の社会となっており、女性の参画が強く求められています。

また、ボランティア等地域活動や文化活動においては、男性は長時間労働の影響等により地域とのつながりが希薄化する傾向があり、女性が多くを占めているなど特定の性や年齢層で担われている場合が多く、男女共同参画を推進していく環境としてはなってはいません。

また、核家族化や少子高齢化の進行によって、今後は地域での支えあいや*地域コミュニティの必要性が高まっています。

政策・方針決定過程や、地域活動における男女双方の参画を推進するための情報提供、学習機会の提供等を進めていく必要があります。

基本方向 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

北広島市では、市民との協働によるまちづくりを進めるため、審議会等への公募委員の登用や男女の構成比の均等化に取り組んでいます。今後も審議会等への女性の積極的な登用を図り、女性委員のいない審議会等の解消に努めていきます。

施策の内容
<p>①女性の政策決定過程への参画促進 市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図り、多様な意見を市政に反映していくよう努めます。</p>
<p>②市女性職員の登用促進と職域拡大 本市における男女共同参画を率先して推進していくため、男女平等と成績主義の原則を前提として積極的な女性の登用を図り、性別にとらわれない職員一人ひとりの個性と能力を活かした女性の職域拡大に努めます。</p>
<p>③女性の人材育成 *女性のエンパワーメント等を目的とした講座等を開催し、女性の人材育成に努めていきます。</p>

※地域コミュニティ

地域における様々な共同体のことで、町内会や自治会、一定のテーマや目的を持った集まりや団体などを言います。

※女性のエンパワーメント

主に「女性が力をつけること」をいう。第4回世界女性会議のキーワード。
エンパワーメントとは、人は生まれながらにすばらしい力を持っているという信念から生まれたことばで、直訳すると「力をつける」本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えることという意味です。女性のエンパワーメントを指すとき、それは「自分らしい生き方を選び取る力」「経済的に自立できる力」「政策決定の場に参画する力」「国際社会で活躍する力」など、さまざまな場で女性が力をつけることを言います。

基本方向 6 家庭や地域における男女共同参画の推進

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの認識が必要であることから、男女が共に協力して子育てや家事等を担えるよう、各種講座等の開催に努めていきます。

また身近な自治会活動や防災対策等の地域活動においても、男女の参画が促進され、共に協力しながら多様な視点が反映されるよう、情報の提供等に努めていきます。

施策の内容**①家庭生活における男女共同参画の推進**

男女が共に協力して家事・育児を担えるよう意識啓発や情報提供の推進に努めます。

②まちづくり・地域活動における男女共同参画の推進

ボランティア活動や公共活動団体（NPO等）へ男女が共に参画できるよう、意識啓発や情報提供に努めます。

定年等により退職した男女が共に、個性や経験を活かした地域活動に参画し、生きがいのある生活が送れるよう情報提供や学習機会等に努めます。

地域防災や防犯活動の分野において、女性や高齢者等の様々な視点が反映され男女が共に参画できるよう活動支援や情報提供に努めます。

基本目標 3

豊かな暮らしを育む「仕事と生活の調和」が実現できる環境の整備

現状と課題

男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できるような環境が重要です。

最近では男性の家事への参加が注目されていますが、依然として家事・育児・介護など家事の大半は女性が担っている現状があります。

急速な少子高齢化の進行は、社会環境や家族形態に変化をもたらし、男女に関わらず、育児や家族介護による働き方の見直しを迫られています。平成19年12月、「*仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。男女が共に、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活・社会活動が調和した社会の仕組みをつくっていくための取り組みが注目されています。

男女に関わらず、仕事中心のライフスタイルから、家庭・職場・学校・地域においても、人生の様々な時期にバランスを取りながら健康で安心して暮らしていくための支援が求められています。誰もが、働きながら家事・育児・介護等の負担の軽減など安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備のため、多様なライフスタイルに応じた取り組みが必要となっています。

基本方向 7 就労環境の整備

男女が共に仕事と家庭生活が両立しやすい環境を形成していくため、関係機関等と連携しワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発に努めていきます。

施策の内容

①男女の雇用の機会均等と待遇確保の推進

男女に均等な雇用機会が確保されるよう各種機関（ハローワーク・商工会等）と連携を図り、事業者への情報提供等に努めていきます。
男女雇用機会均等法に関する法制度等についての普及・啓発に努めます。

②多様な働き方に対応する再就職・起業支援

*地域職業相談室（ジョブガイド北広島）等地域に密着した身近な労働相談窓口の活用促進や、結婚・出産・子育て期に就業を中断した女性等求職者の支援就職情報、多様な働き方に対応する再就職・起業支援情報の提供に努めます。

③仕事と家庭の両立支援のための制度の定着推進

「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の考え方や「育児・介護休業法」に基づく制度(育児休業・介護休業)、労働時間短縮等諸制度の情報提供に努めます。

※仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

老若男女誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など様々な活動においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言います。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要です。

※地域職業相談室(ジョブガイド北広島)

北広島市とハローワーク札幌東が共同で平成18年から設置する市内の職業紹介サービス施設です。施設には求人検索用のパソコンで札幌圏(札幌市内、小樽、岩見沢、千歳の各ハローワーク)の求人情報を検索することができ、ハローワーク札幌東が個別相談や仕事紹介を行なっています。また市役所相談室を設置し、離職に伴う健康保険や年金、税金等相談やご案内を行っています。

基本方向8 子育て支援の充実

少子化と共に女性の社会進出が増えたことから、子育て環境は大きく変化しています。男女共に、働いている人もいない人も、安心して子育てができる社会環境は大切となります。多様な保育サービスや地域の子育て支援が求められており、「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」に基づき様々な子育て支援の推進に努めていきます。

施策の方向**①多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実**

地域で子育てを支え、多様化する子育てニーズに対応できるよう子育て支援サービスの提供と充実に努めます。

②ひとり親家庭への生活安定と自立支援

子育てに関わる経済的な負担の緩和や、自立していくための支援に努めます。

基本方向 9 高齢者等の自立と介護の社会的支援の充実

高齢化が進行する中、高齢者に占める女性の割合が高く、また介護の担い手の多くを女性が占め、介護する側も介護される側も、共に女性のかかわりが大きい状況になっています。

高齢者や障がい者等の介護を必要とする人やその家族が、社会を支える重要な一員として地域で充実した生活と社会参加ができるよう、関連計画に基づき、サービスの充実や介護者への支援等環境の整備に努めていきます。

施策の方向

①高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり

家族介護者への介護負担の軽減に向け、在宅介護に関する総合的な相談や、関係機関との連絡調整を行う*地域包括支援センター（高齢者支援センター）を中心とした基盤づくりと、高齢者が地域で自立して生活できるよう、男女の生活実態や身体機能に配慮した社会参画支援や各種サービスの充実に努めます。

障がい者とその家族が、地域で自立して生活できるよう、総合的な障がい者施策の推進と各種サービスの充実に努めます。

※地域包括支援センター（高齢者支援センター）

地域包括支援センターとは、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、介護・福祉・健康・医療など様々な面から高齢者やその家族の相談を受けます。介護保険の要介護認定や相談、介護が必要な状態にならないための事業や福祉サービスのほか、虐待に関する相談窓口にもなっています。相談は無料です。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務に当たっています。

基本目標4

あらゆる暴力根絶への取り組み

現状と課題

暴力は、性別や年齢、関係を問わず決して許されるものではありません。また、その被害者は圧倒的に女性が多いことから、女性に対する暴力についての対応が求められています。

男女間の暴力は、その背景として性別による固定的な役割分担意識や経済的な格差、上下関係など男女の置かれている社会環境、あるいは慣習に根ざした問題であり、男女共同参画社会の形成を阻害する最も大きな要因の一つと考えられます。

特に、*ドメスティック・バイオレンス（DV＝配偶者等からの暴力）に対する社会の認識は薄く、個人的な問題としてとらえられやすいため、多くの問題が隠れています。家族間や親しい間柄の暴力は潜在化することが多いのが実情であり、DVをはじめ、あらゆる暴力を予防し、容認しない環境づくりが重要です。

市民の「暴力は絶対に許さない」という意識を醸成するため、暴力の未然防止と被害者支援に向けた体制の整備が必要となっています。

基本方向10 あらゆる暴力防止のための基盤づくり

暴力は犯罪であり、重大な人権侵害です。DVをはじめとする暴力防止に向けた広報・啓発とともに、市と地域住民が協力して暴力の根絶に向けて犯罪を許さない環境づくりに努めていきます。

施策の内容

①人権意識の推進と啓発活動の充実

暴力の加害者にも被害者にもならないよう、*デートDV等若年層に対する予防のための啓発など、男女共同参画を阻害する暴力の根絶に向けた広報・啓発活動に努めます。

②安全・安心のまちづくりの推進

地域における防犯活動や暴力追放運動の推進団体と連携して犯罪や暴力を許さない環境づくりの推進に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）

（domestic violence） 配偶者等からの暴力のことを言います。 女性が被害者になることが多いことから「夫や恋人からの女性に対する暴力」と言うことがあります。 広く家庭内暴力を指す場合もあります。

※デートDV

結婚していない恋人間の暴力のことを言います。 DVは、大人の間だけに起こることではありません。 高校生や大学生の若い人々の交際にも、男女の対等でない力関係による暴力の支配が存在しています。

基本方向 11 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実

DVは、被害者を身体だけでなく、精神的な苦痛や不安定な心の状態を招き、養育されている子どもたちにも大きな影響を与えます。 DVの被害者保護の観点に立ち、各相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりやDV被害者のプライバシー等個人情報に関する細心の注意を払い、相談者の安全確保に努め*二次被害を受けないよう被害者の身上に配慮していく必要があります。

また、平成19年に改正された「配偶者暴力防止法」に基づき、配偶者暴力防止等の基本計画の策定が市町村の努力義務とされました。 このことから北広島市においても、配偶者暴力防止に向け、相談から自立までの被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な支援に努めていきます。

施策の内容
<p>①未然防止・早期発見への取り組み</p> <p>DV防止についての広報や意識啓発、DV被害の医療機関や福祉関係者からの通報による早期発見に努めます。</p> <p>また、相談から自立までの被害者のそれぞれの状況に応じた総合的な支援をするため、本市の「配偶者暴力防止及び被害者の支援に関する基本計画」の策定を検討していきます。</p>
<p>②相談体制の充実</p> <p>相談窓口の周知を図ります。</p> <p>被害者一人ひとりの人権に配慮した相談対応に努めます。</p> <p>職務担当者（職員・相談員）の研修を行い、被害者の保護等適切な対応に努めます。</p>
<p>③関係機関等の連携と協力</p> <p>市が一体的にDV被害者支援を行うため、庁内体制の整備に努めます。</p>

庁内外を問わず、配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関と連携協力を努めます。

④被害者の自立に向けた支援

被害者に関する個人情報等の保護に努め、自立に向けた就業・住宅・年金・子どもの就学に関する情報の提供に努めます。

※二次被害

DVの相談等において、心ない言動等により更に被害者が傷ついてしまうことを二次被害と言います。被害者のためを思っていることであっても、被害者を傷つけてしまうことがあります。被害者の置かれている環境や心身の状況を理解し、被害者の人権を尊重するとともに、その安全性や秘密の保持に充分配慮していくことが求められます。

基本方向 12 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

教育現場や地域、職場における※セクシュアル・ハラスメントや※パワー・ハラスメント防止のため、相談窓口の周知を図り、気軽に相談できる体制や環境の整備に努めていきます。

施策の内容

①セクハラ等防止対策の推進

職場や地域におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）等防止のための啓発活動に努めます。

※セクシュアル・ハラスメント

(sexual harassment) 性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動をいう。セクハラ。

※パワー・ハラスメント

(power+harassment) 職場で、職務権限などの力を利用して行う嫌がらせやいじめ。パワハラ

基本方向 13 児童虐待・高齢者虐待防止対策の推進

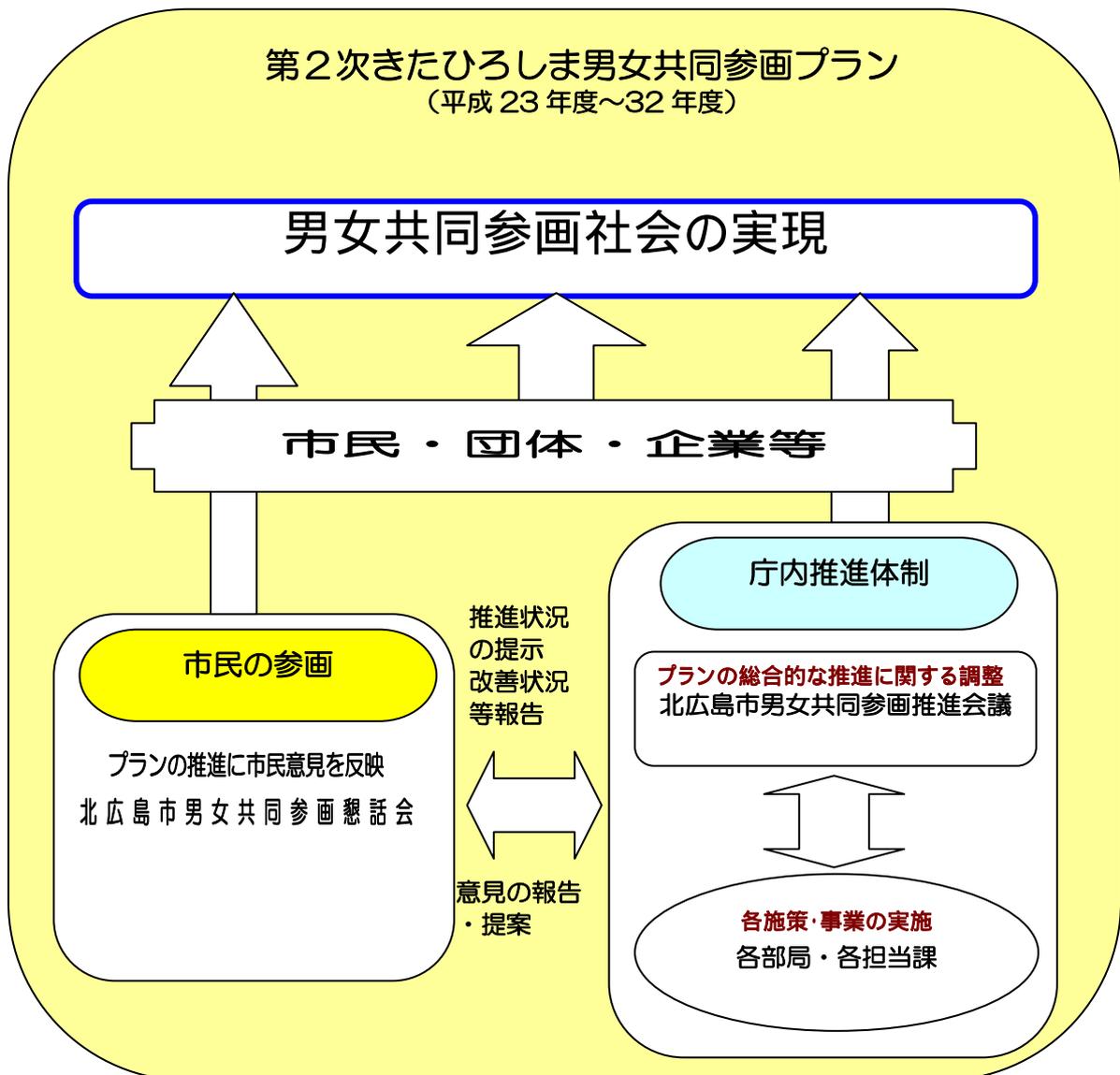
児童虐待や高齢者虐待の防止に向けて、相談窓口や正しい知識の提供を行うとともに、関係機関との連携強化に努めていきます。

施策の内容
①児童虐待防止対策の推進 子どもに対する暴力・虐待を根絶するための体制整備、予防・啓発等の充実を図るため、家庭児童相談室の運営等相談体制の充実、北広島市要保護児童対策地域協議会の運営と関係機関の連携による虐待防止に努めます。
②高齢者虐待防止対策の推進 高齢者虐待防止のためのネットワークの充実に努めます。

第4章 総合的な推進

北広島市における「男女共同参画社会」の実現に向けて、総合計画や各種個別計画との整合性を図りながら、行政と市民がそれぞれの立場で取り組みを推進していきます。

北広島市男女共同参画推進体制



施策の推進体制

推進体制1 庁内の推進体制の充実

全庁的な取り組みとしていくため、職員の一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、意識啓発の強化と情報提供の充実に努めていきます。

プランの総合的かつ着実な推進に向け、「男女共同参画推進会議」を中心に取り組んでいきます。

推進の内容
<p>①職員の男女共同参画意識づくり 事業実施における男女参画の視点や育児・介護休業制度の普及・啓発、セクハラ相談体制の整備等を推進します。</p>
<p>②庁内の推進組織の充実 男女共同参画推進会議を中心とした全庁的な推進に努めます。</p>

推進体制2 市民の参画と連携協力

男女共同参画の推進には、市民の理解と参画が重要であり、「男女共同参画懇話会」による幅広い市民意見の反映と、市民（個人・団体等）との連携協力を図りながら推進に努めていきます。

また、計画の実効性を図るため、進捗状況の点検と公表をしていきます。

推進の内容
<p>①男女共同参画懇話会の開催と市民参画 懇話会の開催と円滑かつ適正な運営に努めます。 広報紙の作成や各種啓発事業の実施における市民（ボランティア・団体等）の参画と協働に努めます。</p>
<p>②計画の進捗状況の公表 計画に掲げる施策の進捗状況について、結果の公表を実施します。</p>

推進体制3 関係機関との連携協力

国や道のほか、関係機関との連携協力を図りながら男女共同参画の推進に努めていきます。

推進の内容**①国、道、関係団体との連携による推進**

国、道、市内関係団体（商工会・社会福祉協議会等）との連携協力を図り推進に努めます。